

福岡県公報

平成三十一年三月十五日
第四千七十六号
増刊
②

目次

教育委員会

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（教育庁教職員課）……………一

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部

改正

（市町村支援課）……………二五

教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月十五日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の項を削り、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第二十二号）の項を削る。

第三条の表一、四、六の項中「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改め、同表七の項中「免許法附則第十八項」を「免許法附則第十七項」に、「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改め、同表八、十、十一、十二の項中「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改め、同表十三の項中「平成二十四年改正法附則第十九

項」を「免許法附則第十八項」に、「平成二十五年改正省令」及び「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改め、同表十九の項中「平成二十年改正省令」を「免許法施行規則」に改める。

第三条の二の表五の項中「平成十九年改正法附則第二条第五項」の下に「括弧書」を加える。

第十条第一号イの表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同号ロの表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目」に改め、第二号から第四号の表中「教科に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、第五号の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「養護又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、第六号の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、第七号の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同号ロから二、第八号及び第九号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

一 幼稚園教諭二種免許状の授与を受ける場合

有することを必要とする学校の免許状

免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、免許法

最低修得単位数

小学校教諭普通免許状	施行規則第十八条の二の表備考 第四号に規定する在職年数があ るときの当該在職年数	保育内容の指導法に関する科目
一		
三		

二 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合

中学校教諭 普通免許状	二	五	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導 、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導 、教育相談等に関する科目	教育相談（ カウンセリングに 関する基礎的な 知識を含む）の理 論及び方法	進路指導及び キャリア教育 の理論及び方 法
	一	七				
幼稚園教諭 普通免許状	二	五	一	二	一	二

備考 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）

社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ド
イツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科の指導法に関する科
目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通
免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）のうち
、次に定めるところにより修得するものとする。

イ 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が七の場合にあっては、四
以上の教科の指導法に関する科目について修得するものとする。この場合に
おいて、四の教科の指導法に関する科目を修得するときは、三以上の教科の
指導法に関する科目についてそれぞれ二単位以上を、五の教科の指導法に関

する科目を修得するときは、二以上の教科の指導法に関する科目についてそ
れぞれ二単位以上を修得するものとする。
ロ 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が五の場合にあっては、三
以上の教科の指導法に関する科目について修得するものとする。この場合に
おいて、三の教科の指導法に関する科目を修得するときは、二以上の教科の
指導法に関する科目についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
三 中学校教諭二種免許状の授与を受ける場合

小学校 教諭普 通免許 状	二	五	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理 論及び指 導法	生徒指導 の理論及 び方法	教育相談 （カウ ンセリ ングに 関する 基礎的 な知識 を含む） の理論 及び方 法	進路指導 及びキャ リア教育 の理論及 び方法	大学が独 自に設定 する科目
	一	七						
高等学校 教諭普 通免許 状	三	五	一	二	一	二	一	三

四 高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合

有すること を必要とす る学校の免 許状	二	一	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指 導、教育相談等に関する科目	最低修得単位数
	一	三		

様式第一号その一を次のように改める。

中学校教諭 普通免許状 (二種免許 状を除く。	二	一	施行規則第十八 条の二の表備考 第四号に規定す る在職年数があ るときの当該在 職年数
	一	一	関する科 目
一	二	生徒指導の 理論及び方 法	教育相談(カ ウンセリ ングに關す る基礎的な 知識を含む)の理論 及び方法
		進路指導及 びキャリア 教育の理論 及び方法	進路指導及 びキャリア 教育の理論 及び方法
		大学が独自 に設定する 科目	大学が独自 に設定する 科目
四	六		

様式第1号その1 (第3条)

教育職員免許状授与申請書 教育職員免許状交付申請書 教育職員検定申請書 教育職員免許状追加申請書					
年 月 日					
福岡県教育委員会 殿					
本籍地	県 都 道 府	フリガナ			
		氏 名	㊟		
		生年月日	和暦 (西暦	年 月 日 年)	
現住所	〒		電 話		
現所属			電 話		
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないこと及び申請についての虚偽又は不正のないことを宣誓します。 授与 つきましては、下記免許状の 交付 を申請します。 新教育領域の追加の定め <p style="text-align: center;">記</p>					
受けようとする 免許状の種類	幼 小 中 高 養護 栄養 特支 自立教科等	専修 1種 2種 特別 臨時	教科又は 特別支援 教育領域		
<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td style="text-align: center;">受 付 日 付</td> </tr> </table>		受 付 日 付	根拠規定		
受 付 日 付					
		新旧区分	<input type="checkbox"/> 新免許状 (所要資格取得年度 年度) <input type="checkbox"/> 旧免許状		

注)

- 1 履歴書を添付すること (公立学校の教職員は所属長の奥書証明のあるものでも可)。
- 2 手数料は、福岡県教育職員免許状関係手数料条例及び福岡県領収証紙条例の定めるところにより納入すること。
- 3 市町村 (中学校組合) 立学校の現職者にあつては、政令市教育委員会又は県教育庁教育事務所を経由して提出すること。
- 4 学校に勤めている場合は、現所属欄に学校名を記入すること。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条)

学力に関する証明書及び卒業証明書(一括申請用)

免許種類

教科

氏名

本籍地

生年月日

年

月

日

上記の者は、次のとおり単位を修得し、卒業したことを証明します。

年 月 日

(証明者職・氏名) 職印

1 基礎資格等

学校名

学部名

()

()

学科名

()

年

月

日入学

年

月

日卒業

学位

()

()

()

()

()

()

2 修得単位

教科及び教科の指導法(領域及び
保育内容の指導法)に関する科目

学部

聴講

認定

合計

()

科目名

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

教育の基礎的理解に関する科目

学部

聴講

認定

合計

()

科目名

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

道徳、総合的な学習の時間等の指導
法及び生徒指導、教育相談等に
関する科目

学部

聴講

認定

合計

()

科目名

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

教育実践に関する科目

学部

聴講

認定

合計

()

科目名

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

大学が独自に設定する科目

学部

聴講

認定

合計

()

科目名

()

()

()

()

()

その他の科目

学部

聴講

認定

合計

()

科目名

()

()

()

()

()

体育

()

()

()

()

()

日本国憲法

()

()

()

()

()

外国語コミュニケーション

()

()

()

()

()

情報機器操作

総合計

単位 ()

上記の内容に誤りがある場合は、当該項目下の () 内に訂正してください。

様式第三号を次のように改める

様式第 3 号 (第 3 条)

実務成績証明書 (教科についての教育成績に関する証明を含む。)						
勤務校					氏名	
休職期間		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日まで 年 月 日まで		
勤務の内容	年度	期 間	職 名	教 科	週授業時数	備 考
		自 . . . 至 . . .				
		自 . . . 至 . . .				
		自 . . . 至 . . .				
		自 . . . 至 . . .				
		自 . . . 至 . . .				
		自 . . . 至 . . .				
		自 . . . 至 . . .				
		自 . . . 至 . . .				
合 計		年 月 (休職期間を除算した勤務期間の実年月数)				
教科に関する 所 見						
勤 務 成 績						
上記のとおり良好な成績で勤務したことを副申する。 年 月 日 所 属 長 印						
上記のとおり証明する。 年 月 日 実務証明責任者 印						

- 注 1 休職期間には、育児休業期間等を含めること。
- 2 小学校の教諭等で教科を担当しない場合は、教科欄及び教科に関する所見欄は空欄とする。
- 3 特別支援学校に勤務した場合にあっては、備考欄に「担当学部」及び「担任した特別支援学校教育領域」を記入すること。
また、教科欄には主に担当した教科を記入すること。(例：「国語」、「自立活動」、合わせた指導の場合は「合科」)
- 4 実務証明責任者は、大学附置の国立学校(学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校をいう。)又は公立学校にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあってはその学校を所管する教育委員会、私立学校にあっては、学校法人の理事長とすること。
- 5 提出は親展書類とすること。

様式第三号の二を次のように改める

様式第3号の2 (第3条)

実務証明書

1 勤務者氏名及び生年月日

氏名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 良好な成績で勤務した期間等

※ 長期病気休暇、退職・休業期間については、在職年数として認められません。

勤務期間： _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月
実労働時間： _____ 時間

※ 実労働時間は、勤務期間における実労働時間の総時間数（合計）をご記入ください。

3 施設の概要

施設名： _____

※ 認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、すべて記載をお願いします。

認可等年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 認可外保育施設の場合は、設立年月日をご記入ください。

所在地： _____

電話番号： _____

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 _____ 月 _____ 日

施設名 _____

印

証明者 _____

※ 証明者は、施設を設置する法人の理事長、市区町村長等としてください。（園長は不可）

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4,320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第3条)

人 物 証 明 書			
現 住 所			
氏 名	年 月 日生	現 職 名	
観 察 の 区 分	観 察 の 内 容		
性 格			
指 導 力			
研 究 心			
社 会 性			
信 頼 性			
所 見 教育職員とし ての適格性			
上 記 の と お り 証 明 す る 。			
年 月 日			
証 明 者			印

- 注 1 観察の内容は具体的に記入すること。
- 2 提出は親展書類とすること。
- 3 有効期限は、証明日から3か月以内である。

様式第五号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 3 条)

<h2 style="margin: 0;">身 体 証 明 書</h2>			
氏 名		生年月日	年 月 日生
視力	右 左	(矯 正)	右 左
聴力	右 左		
疾病異常 等の所見	(有 り ・ 無 し) ※いずれかに○を付けてください。		
	※「有り」の場合はその内容を以下に記入するとともに、業務への支障の有無についても記入してください。		
<p>上記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関 所在地 名 称</p> <p style="text-align: center;">医師氏名 ㊟</p>			

注 有効期限は 1 年以内とする。

様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 3 条)

臨時免許状授与申請副申書			
福岡県教育委員会 殿		年 月 日	
副申者		印	
下記の記載事項に基づいて臨時免許状を授与されるよう副申します。			
記			
臨時免許状の種類	助教諭免許状	教科又は 特別支援 教育領域	
採用予定者名			
採用予定校			
採用予定年月日 (授与希望年月日)	年 月 日	※注 2	
普通免許状を有する者 を採用することができ ない具体的理由			

- 注 1 副申者は、大学附置の国立学校（学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあってはその学校を所管する教育委員会、私立学校にあっては、学校法人の理事長とすること。
- 2 採用予定日（授与希望日）は、新規に臨時免許状を希望する場合は採用予定日を、前回授与された臨時免許状に引き続き同じ臨時免許状を希望する場合は、授与希望日（前回授与された臨時免許状の有効期限満了の日の翌日）を記入すること。

様式第九号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 3 条)

教育職員免許状書換申請書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都道府県

(フリガナ)

氏 名 ㊦

生年月日 年 月 日生

現 住 所 〒 -

電話番号 自宅 - -

携帯 - -

下記のとおり、本籍地 ・ 氏名 を変更しましたので、教育職員免許状の書換えを申請します。

	本籍地	氏名	変更年月日 (婚姻日・転籍日等)
変更前	県都道府		年 月 日
変更後	県都道府		

免許状の種類	教科又は 特別支援領域	番号	授与年月日	免許状記載の氏名 (旧姓等)	免許状記載 の本籍地
(記入例)					
中一種	国語	第 1234 号	平成 30 年 3 月 30 日	山田 太郎	福岡県
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		

(留意事項)

- ・ 福岡県が授与した免許状に限り書換えができます。他都道府県で授与された免許状については、授与した都道府県教育委員会にお尋ねください。
- ・ 複数の免許状を書き換える場合は、書換え枚数分の手数料（福岡県領収証紙）が必要となります。
- ・ 番号及び授与年月日欄は、再交付と同時に申請する場合で不明な場合、空欄としてください。

様式第十号を次のように改める。

様式第 1 0 号 (第 3 条)

教育職員免許状再交付申請書

福岡県教育委員会 殿

本籍地 都道府県
(フリガナ)

氏名 ㊦

生年月日 年 月 日生

現住所 〒 -

電話番号 自宅 - -
携帯 - -

下記のとおり、教育職員免許状の再交付を申請します。
なお、再交付を受けた上は、免許状の保管に十分注意することを誓います。

再交付の事由 <small>(該当するものに○)</small>	焼失 ・ 盗難 ・ 風水害 ・ 破損 ・ 紛失
具体的な状況	

免許状の種類	教科又は 特別支援領域	番号	授与年月日	免許状記載の氏名 (旧姓等)	免許状記載 の本籍地
(記入例)					
中一種	国語	第 1234 号	平成 30 年 3 月 30 日	山田 太郎	福岡県
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		
		第 号	年 月 日		

単位を取得した大学等 <small>※番号又は授与年月日が不明な場合に記入</small>	学校名 :	卒業年月日 :	年 月 日
--	-------	---------	-------

(留意事項)

- 福岡県が授与した免許状に限り再交付ができます。他都道府県で授与された免許状については、授与した都道府県教育委員会にお尋ねください。
- 複数の免許状を再交付する場合は、再交付枚数分の手数料（福岡県領収証紙）が必要となります。
- 番号及び授与年月日欄は、不明な場合は空欄とし、単位を取得した大学等を記入してください。

履歴書を次のように改める

履 歴 書				
学 歴	学 校 名		年 月 日	在 学 期 間
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
免 許 状	免許状の種類	教科	授与年月日	有効期限
職 歴	勤 務 先		年 月 日	在 職 期 間
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月
			・ ・ から ・ ・ まで	年 月

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名



- 注 1・ 「学歴」は、小学校入学から記入し、休学、休職期間については朱書すること。
 2・ 「免許状」は、所持する教員免許状をすべて記入すること。

様式第十三号を次のように改める。

様式第 1 3 号 (第 8 条)

教育職員免許状授与証明書交付申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

本籍地 都道府県

(フリガナ)

氏名 ㊦

生年月日 年 月 日生

現住所 〒 -

電話番号 自宅 - -

携帯 - -

下記のとおり授与証明書の交付を申請します。

申請事由 (使用目的・提出先等)	(例：免許状更新のため、採用試験受験のため、職場提出のため 等)
---------------------	----------------------------------

免許状の種類	教科又は 特別支援領域	番号	授与年月日	免許状記載の氏名 (旧姓等)	免許状記載 の本籍地	必要 枚数
(記入例)						
中一種	国語	第 1234 号	平成 30 年 3 月 30 日	山田 太郎	福岡県	1 枚
		第 号	年 月 日			枚
		第 号	年 月 日			枚
		第 号	年 月 日			枚
		第 号	年 月 日			枚

単位を取得した大学等 <small>※番号又は授与年月日が不明な場合に記入</small>	学校名：	卒業年月日：	年 月 日
--	------	--------	-------

(留意事項)

- 福岡県が授与した免許状に限り交付できます。他都道府県で授与された免許状については、授与した都道府県教育委員会にお尋ねください。
- 複数の免許状の証明書又は 1 つの免許状について複数の証明書が必要な場合は、必要枚数分の手数料（福岡県領収証紙）が必要となります。
- 番号及び授与年月日欄は、不明な場合は空欄とし、単位を取得した大学等を記入してください。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十五号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表北九州市若松区の項中

北九州市立ひびきの市民センター	〃 〃 大字塩屋七三六番地
-----------------	---------------------

を

北九州市立ひびきの市民センター	〃 〃 ひびきの北八番二八号
-----------------	----------------------

に、

同表福岡市東区の項中

市営筥松二丁目住宅集会所	〃 〃 筥松二丁目四番
--------------	-------------------

を

市営筥松二丁目住宅集会所	〃 〃 筥松二丁目四番
市営城浜住宅二七棟集会所	〃 〃 城浜団地二七番
福岡市立東市民センター	〃 〃 千早四丁目二番四五号

に、

同表福岡市博多区の項中

市営西春町住宅集会所

〃
〃
西春町一丁目一番

を

市営西春町住宅集会所

〃
〃
西春町一丁目一番

に、

福岡市立博多市民センター

〃
〃
山王一丁目三番一〇号

同表福岡市中央区の項中

福岡市営天神五丁目住宅集会所

〃
〃
天神五丁目一番

を

福岡市営天神五丁目住宅集会所

〃
〃
天神五丁目一番

に、

福岡市立中央市民センター

〃
〃
赤坂二丁目五番八号

同表福岡市南区の項中

柳瀬市営住宅集会所

〃
〃
柳瀬一丁目一四番

を

柳瀬市営住宅集会所

〃
〃
柳瀬一丁目一四番

に、

福岡市立南市民センター

〃
〃
塩原二丁目八番二号

同表福岡市城南区の項中

同表柳川市の項中

福岡市立西市民センター	福岡市立早良市民センター	福岡市立早良市民センター	福岡市立早良市民センター	福岡市立城南市民センター	市立七隈集会所
〃 〃 内浜一丁目四番三九号	〃 〃 百道二丁目二番一号	〃 〃 田隈一丁目一九番	〃 〃 田隈一丁目一九番	〃 〃 片江五丁目三番二五号	〃 〃 七隈七丁目三番二号
に、	を	に、	を	に、	を

花鶴丘三丁目区公民館	青柳公民館	青柳公民館	同表古賀市の項中	太宰府市立大佐野共同利用施設	太宰府市立大佐野共同利用施設	太宰府市立都府楼共同利用施設	太宰府市立都府楼共同利用施設	同表太宰府市の項中	柳川むつころうランド	柳川市学童農園むつころうランド
〃 花鶴区三丁目一〇番地一五	古賀市青柳一六九九番地一	古賀市青柳一六九九番地	〃 大佐野五丁目四番一号	〃 大佐野五丁目四番一号	〃 大佐野五丁目四番一号	太宰府市都府楼南三丁目四番一号	太宰府市大字通古賀五六六一一四〇	〃 橋本町三八九番地	〃 橋本町三八九番地	〃 橋本町三八九番地
を	に、	を	に、	を	を	に、	を	に、	を	を

同表みやま市の項中

花鶴丘三丁目区公民館
〃
花鶴丘三丁目一〇番地一八九

に、

瀬高農村環境改善センター

〃

瀬高町大江六七一番地

を

瀬高体育センター

〃

瀬高町下庄八〇一番地一

を

瀬高農村環境改善センター

〃

瀬高町大江六七一番地

に、

同表新宮町の項中

新宮町社会福祉センター

〃

緑ヶ浜四丁目三一

を

新宮町福祉センター

〃

緑ヶ浜四丁目三一

に改める。